・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

２）主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。

②　技術者の経験に関する事項

１）現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の同種工事の経験を有すること。なお、提出できる工事の経験は１件とする。

求める経験　橋梁上部工を架設した工事

・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。

⑹　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

・設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。

②　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者

③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格を有する者。

・照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

②　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　施工技術競争型総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）を上回る場合は、「契約制限価格」を「契約目安価格」と読み替え、選定された者の入札書の開札を行い、契約目安価格の２割増しの範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。この場合、落札者の提示した価格が契約目安価格を上回る場合は当該価格について確認協議を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。確認協議の主目的は、契約目安価格を超えた入札となった場合に、契約目安価格を超えた理由を確認した上で契約するためのものである。

⑵　技術提案書及び入札書の提出　競争参加申請者は、本工事の競争参加に必要な施工実績等を記載した技術資料（以下「技術資料」という。）を添付した申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）を提出すること。入札書は、封筒に封緘したものを提出すること。

⑶　プレゼンテーションに関する事項　提出された技術提案書の内容に係るプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの説明者は、原則として配置予定技術者とする。

⑷　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や新たなプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できる提案であることが前提であり、過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事における過度な技術提案とは、下記事例等を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加等が伴う材料の変更についての提案
・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シート等を追加配置する提案
・エポキシ鉄筋やステンレス筋などに変更する提案
・プレキャスト床版の継手構造に関する提案
・交通保安要員を追加配置する提案

技術提案は、次の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお、技術提案書の提出が無かった場合、技術提案のプレゼンテーションに参加しなかった場合又は記載の技術提案のうち１項目でも不可のある場合は、不適格とし、入札参加者として選定しない。なお、技術提案の実施において第三者との協議が必要な技術提案は採用しない。評価項目①～③のうち、「１項目でも施工計画の提案がなかった場合」、「１項目でも不適格がある場合」、「技術提案書が所定の枚数を超えている場合」、「技術提案数が所定の提案数を超えている場合」は不適格とする。

また、評価項目①～③の提案に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価するものとする。